

保護者並びに生徒 各位

県立尼崎高等学校長

新型コロナウイルス感染症への感染防止の徹底について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記につきまして、令和4年1月13日付けで県教育委員会から新たに「新型コロナウイルス感染症への感染防止の徹底について」の通知が発出されました。

特に、「同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は、念のため、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取るよう」指示がありましたので下記のとおり対応をさせていただきます。

ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 学校教育活動について

- (1) 感染予防対策を実施した上で教育活動を行います。授業時間等は、平常授業で行います。
- (2) 教育活動時における感染防止対策の徹底を行います。
 - ・ マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗い、昼食時の黙食など感染症対策を徹底、机の距離を開けるなどの指導を引き続き徹底します。
- (3) 県外での活動（部活動、修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

2 出席等の取扱いについて

- (1) 本人に「発熱等風邪の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合」については、登校しないでください。
この場合は、必ずかかりつけ医や発熱等受診・相談センター等に受診・相談してください。受診いただけない場合や「風邪（特例措置）、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の出席停止」とならない病気（中耳炎による発熱、ぜんそくによる咳、盲腸などによる発熱など）については欠席の扱いとなります。
- (2) 同居の家族に「発熱等風邪の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合」について、登校をしないでください。（かかりつけ医や発熱等受診・相談センター等に受診・相談をお願いします）
ただし、かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合については、登校していただいてかまいません。
また、検査結果が陰性とわかって以降、発熱原因が上記の「欠席の扱い」となる疾病とわかった以降について、学校を休む場合は「欠席」となります。

3 その他

- (1) 不要不急の外出は慎むようにしてください。また、学習塾など習い事についても事業者の実施する感染症対策を守り、マスクの着用や速やかな帰宅など感染予防対策に努めるようお願いします。
- (2) 本県では感染防止の強化の観点から、不織布マスクの着用を奨励しています。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関わる欠席などの疑問点については、保護者の方より担任に相談ください。
- (4) 夜間、土日祝日等で、学校に電話連絡ができない場合、以下のメールアドレスにご連絡をお願いします。

kenama-hs-cov@hyogo-c.ed.jp